

「やまがた米粉食品コンクール」開催要領

1 目的

米の主産地である本県において、米粉の利用拡大に向け、米粉食品の品質及び認知度向上を図るため、食品製造業者、農産加工事業者、飲食業関係者等を対象に「やまがた米粉食品コンクール」を開催し、優れた米粉食品を表彰するとともに、情報誌あるいはインターネットホームページへの掲載などにより、県内の優れた米粉食品を、県内外に広く PR し、消費拡大を促します。

2 主催 やまがた食産業クラスター協議会

3 共催 山形県、山形県米粉利用拡大プロジェクト推進協議会、おいしい山形推進機構

4 募集

(1) 募集部門

①菓子部門 ②パン・惣菜・麺等部門

(2) 募資格者

県内の食品製造業者、農産加工事業者、飲食店等で、営業許可を得て製造・販売を行っている方。

(3) 応募対象

新しい米粉の用途として開発された、米粉を原料とする食品あるいは飲食店で提供しているメニューで、以下の条件を全て満たすものとします。

- ・ パンや麺、パスタ、総菜、洋菓子、スナック等、従来米粉以外の穀類粉（小麦粉等）を原材料としていた食品について、新たに米粉を用いて製造されたものであること（煎餅、団子、ゆべし等、従来から米を原料としている食品は対象外）。
- ・ 既に販売されている商品、若しくは当コンクールの審査日から6か月以内に発売されることが確定している商品であること。
- ・ 過去に本コンクール、やまがたふるさと食品コンクールで入賞していない商品であること。
- ・ 1応募者あたり3点以内の出品とすること。

注) 応募対象に該当しないと認められる場合は、出品をお断りする場合があります。

(4) 募集締切 : 平成 25 年 1 月 10 日(木)

(5) 応募方法

「やまがた米粉食品コンクール応募用紙」(別紙)に必要事項を記入の上、下記の申込先まで郵送又は FAX 等で提出してください。

【申込先】 〒990-0041 山形市緑町1丁目9番30号

やまがた食産業クラスター協議会

TEL 023-679-5081 FAX 023-679-5082

5 審査会

- (1) 審査会 日時：平成25年1月23日(水)
会場：霞城セントラル 4F ヘルシーキッチングループ
- (2) 審査方法
応募者の提出資料(活動内容等)及び展示評価、試食評価で審査します(出品者による口頭プレゼンテーションは行いません)。
- (3) 審査委員
食品加工の専門家やバイヤー等
- (4) 審査基準
次の各項目を基準に、米粉食品としてのおいしさ・普及性の高さを審査します。
 - ① 食味、量目、形状、色彩
 - ② 商品コンセプト、製造技術の独自性、商品の新規性
 - ③ ネーミング、パッケージ、普及の工夫
 - ④ 価格
 - ⑤ 米粉食品としての特徴、米粉をはじめとする県産農林水産物等の使用割合、地産地消の取り組み等

6 応募商品の搬入及び搬出・返却

- (1) 搬入
 - ① 審査用の食品については以下のとおり準備してください。
 - ・ 展示評価用:1個以上。未開封で食品表示がはっきりと見える状態のもの。
 - ・ 試食評価用:予め一口大程度にカットしたものを10名分程度。
 - ② 原則として審査会当日の9:30~10:30の間に各自が会場に搬入してください(時間帯は予定であり応募件数により前後する場合があります。詳しくは、後日各応募者にお知らせします)。
 - ③ 審査用サンプルの盛りつけ等は各自で行ってください。特に麺類等、調理が必要なものは、各自当日審査会場で調理していただきます。なお、保冷が必要な場合は、各自で保冷材やクーラーボックス等を準備してください。
 - ④ 当日、会場への搬入が出来ない場合は、あらかじめ事務局(やまがた食産業クラスター協議会)に連絡のうえ、展示方法について調整し、審査会前日までに事務局あて郵送していただくことが可能です(送料は各自ご負担いただきます)。
- (2) 搬出・返却
 - ① 搬入された審査用サンプルは、審査終了後、原則として主催者において処分します。
 - ② 審査用サンプルや、審査用展示資材等について返却が必要な場合は、搬入の際に、搬出・返却の日時・方法等について、事務局に相談してください。

7 表彰

審査基準に基づき、以下の賞を選定します。

(1) 山形県知事賞(最優秀賞) 1点

(2) おいしい山形賞(優秀賞) 1点

※ 県産米の米粉や県産農林水産物を使用し、原料調達の間等で地域の発展や活性化に特に功績があるもの

(3) 山形6次産業化賞(優秀賞) 1点

※ 農業者等が自ら食材の生産並びに加工を一体的に行うもので特に優れているもの

(4) 各部門 優秀賞 7点(両部門計)

8 入賞特典

入賞した食品については、米粉の利用拡大普及を図るため、各メディアを活用し広くPRを行います。

9 応募特典

応募食品すべての情報(商品名、事業者名、取り扱い店等)を、やまがた食産業クラスター協議会ホームページ、やまがた米っ粉クラブホームページに掲載します(ただし、商品の内容によっては、掲載しない場合もあります。)

10 その他

(1) 審査料は無料です。

(2) 応募件数が多数の場合は、審査会の前に一次審査を行う場合があります。

(3) 応募者には、主催者が米粉の利用拡大、普及促進のために行う広報活動等に応募食品の写真等を使用することにご同意いただき、ご協力くださるようお願いいたします。併せて、「やまがた米っ粉クラブ」ご加入いただき、継続的な米粉普及拡大の啓発をしてくださるようお願いいたします。また、後日実施する「やまがた米っ粉フェスタ」、「んまい！やまがた米粉食品キャンペーン」へのご参加をお願いいたします。

(4) 入賞した場合は、雑誌、ホームページ掲載用の写真撮影用サンプル商品の提供にご協力をいただくとともに、後日実施する「やまがた米っ粉フェスタ」、「んまい！やまがた米粉食品キャンペーン」に、必ずご参加くださいますようお願いいたします。